

第7章 用語の意義

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

(五十音順)

用語	意義及び用法
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（松原市の住民以外の者で市域に在る者及び市域で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。
応急対策	武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するための応急対策。
化学兵器	人工的に生成された化学物質により人間を致死させる兵器の総称。大きく以下の四つに分類できる。 <神経剤系>サリン、タブリン、ソマン、VX等 呼吸器または皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る。 <びらん>マスタード、ガス、ルイサイト等 目・皮膚・呼吸器に作用し細胞組織表面に傷害を与えびらんさせる。致死性は低い、火傷の様な傷害が残る。 <血液剤系>シアン系（青酸）等 呼吸する事によって体内に取り込まれると、血液中の酸素供給を阻害し致死する。作用は早い、皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。 <窒素剤系> 主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずる恐れがある物質（生物を含む）で、政令で定めるもの。
基本指針	政府が、国民保護法第32条の規定に基づき、武力攻撃事態等に備えて、

用語	意義及び用法
	国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定地方公共機関が定める業務計画の基本となるもの。
救援物資	救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のために措置の実施に当たって必要な物資及び資材。
ゲリラ	戦線を作らず、会戦を回避しながら小規模の部隊に分かれ、襲撃や待ち伏せ、施設破壊等の後方撓乱によって戦争を継続する方法、又はそうした戦争を行う組織をいう。
国民保護協議会	国民保護法第37条（都道府県国民保護協議会）及び同条第39条（市町村国民保護協議会）の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。
国民保護協議会委員	都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者。このうち市町村協議会の委員については、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、助役、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされている。
国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。作成後は、指定公共機関は、内閣総理大臣へ、指定地方公共機関は知事へ報告が必要。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）

用 語	意 義 及 び 用 法
	行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（ただし同号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。
国民保護措置等	国民保護措置及び緊急対処保護措置をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和36年11月15日法律第223号）。
市	松原市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。
市長	松原市長を指す。ただし、関係市の市長と区別しておく必要がある場合は、「松原市長」と表記している。
市国民保護計画	松原市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている
自主防災組織	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
事態対処法	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年6月13日法律第79号）。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。

用語	意義及び用法
指定地方公共機関	大阪府域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で知事が指定するものをいう。
指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
消防機関	消防組織法第9条の規定に基づいて設置された松原市消防本部、同消防署、同消防署西出張所及び同消防団をいう。 なお文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部	松原市消防本部を指す。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。 また、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
生物兵器	細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性或いは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称。
対策本部（長）	国では武力攻撃事態等対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」「市対策本部（長）」と表記している。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態対処法第9条に基づき、政府がその対処に関して定める基本的な方針。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のこと。武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置等を指す。
ダーティ・ボム	放射性物質を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもので、貧者の核爆弾等とも呼ばれる。
知事	大阪府知事を指す。
知事等	大阪府知事及び府の他の執行機関の長を指す。

用 語	意 義 及 び 用 法
テロ	心理的恐怖心を引き起こすことにより、政治的主張や理想を達成する目的で行われる暴力行為、又はその手段を指す。衆人環境で爆発物を爆発させる等の無差別殺戮、要人暗殺などの手段がある。
特定物質	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
府国民保護計画	大阪府国民保護計画をいう。なお、文脈に合わせて「府計画」との表記も用いる。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物質的災害をいう。
武力攻撃災害等	武力攻撃災害及び緊急対処事態に発生した災害。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
NBC兵器	核（N：Nuclear）・生物（B：Biological）・化学（C：Chemical）兵器の総称。